

フィンランドにおける女子受刑者処遇の現在（いま）

——子どものいる女子受刑者の処遇（「家族ユニット」を中心にしつつ——

齋 藤 実

1 はじめに

受刑者処遇といえは男子受刑者処遇を示す、というのには暗黙のうちに世界共通の認識であったと言ってよい。そのため、諸外国においても女子受刑者の特徴に着目した処遇はほとんどなされず、女子受刑者処遇は男子受刑者処遇の延長としか考えられていなかった。しかし、近年、イギリスや北欧諸国など幾つかの国々では、女子受刑者の特徴に着目した処遇が行われ始めている。例えば、イギリスの法務省では、二〇〇八年（平成二〇年）、女子受刑者の特徴に着目しその幅広いニーズを満たすため、管理体制及び収容環境に関して定めた刑務所庁規則（Prison Service Order 刑務所運営に関する強制力を持った訓令）四八〇〇「女子被収容者」を発布している¹⁾。

翻って日本の状況を見ると、日本でも受刑者処遇の中心は男子受刑者処遇であるとの考え方が主流を占めていたことは否めない。そのため、女子受刑者の特徴に配慮した処遇はほとんどされてきていなかった。この最大の理由は、女子受刑者の受刑者全体に占める割合が低いことにある。例えば、二〇一三年（平成二五年）度末受刑者人員

は男子受刑者が五万八九五人であったのに対し、女子受刑者は四四二一人で、全受刑者の中に占める女子受刑者の割合(女子比)は八・二%であった。⁽²⁾

しかし、近年、日本でも、徐々に、女子受刑者の特徴に配慮した処遇の重要性が認められ始めている。二〇一二年(平成二四年)七月に犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」の中で、「女子特有の問題に着目した指導及び支援」⁽³⁾が重要施策として挙げられている。また、かつて平成四年版犯罪白書で「女子と犯罪」が特集として取り上げられたが、平成二五年版犯罪白書で「女子と犯罪・非行」が再度特集として取り上げられている。この特集の中では、先の「再犯防止に向けた総合対策」を受けて、「女子特有の問題に着目した指導・支援の充実及び再犯防止に向けた基礎資料として提供」することが目的とされている。さらに、堂本元千葉県知事を委員長とする「女子刑務所のあり方研究委員会」が立ち上がるとともに、二〇一四年(平成二六年)法務省内では女子刑務官の育成・過剰収容対策・運営体制の整備・女子受刑者の特性に応じた処遇の充実等を内容とした「マーガレット・アクション」が策定された。このように、日本においても、女子受刑者処遇はにわかに注目され始めている。

本稿では、日本の女子受刑者処遇が大きな転換期に入りつつある今、そのあるべき姿を考えていきたい。その際に、一つのモデルとなるのは、諸外国の試みである。イギリスやノルウェー・フィンランドなどの北欧諸国では、先進的な取り組みがされている。本稿ではこれらの国々の中でも、フィンランドの女子受刑者処遇を紹介したい。同国では、女子受刑者処遇に力を入れ始め、特に、子どものいる女子受刑者をその子どもと一緒に生活をさせ両者の関係作りを目指して処遇する(以下「家族ユニット」という。)など、画期的な試みを始めている。女子受刑者とその子どもとの関係をどのように考えるかという点は、女子受刑者のみならずその子どもの将来にとっても、極

めて重要な問題である。この問題は、フィンランドだけでなく日本においても看過することは出来ない。日本でも、後述するように、刑務所において受刑者の子どもを養育することは認められているものの、その制度は十分なものとは言えない。本稿では、フィンランドの家族ユニットを参考にしながら、日本において子どもを刑務所の中でどのように養育するべきかについても考察を及ぼしたい。

たしかに、後に述べるように、日本の女子受刑者処遇が直面している様々な問題を考えると、日本ではこれらの問題を解決することが最優先課題であることは否めない。しかし、日本の女子受刑者処遇の次の段階を考えると、フィンランドの女子受刑者処遇、特に家族ユニットから学ぶべきものは大きい。

2 日本の女子受刑者処遇

(1) はじめに

日本の受刑者処遇は明治以来発展を遂げてきたが、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成一七年五月二五日 法律第五〇号、以下「法」という。）が施行され、矯正を更に大きく前に進める契機となった。もともと、処遇の内容は、全受刑者の中で約九二%を占める男子受刑者処遇を中心とし、女子受刑者の特徴に着目した処遇は行われてこなかった。例えば、法では特別改善指導が設けられたが、その内容は主として男子受刑者が念頭に置かれており、少なくとも女子受刑者に特化した特別改善指導はない。このことを一つとつても、男子受刑者処遇が中心であることを伺い知ることができる。

他方で、日本の女子受刑者処遇の現状を見ると、後に詳しく述べるように、極めて厳しい処遇環境にあり、その負担は女子刑務所に配属された女子刑務官（日本では、受刑者を同性の刑務官が処遇することを原則としており、女子刑務所に配属されている刑務官の内、約九割が女子刑務官である。そのため、本稿では、特に断りのない限り、女子刑務所で働く刑務官という意味で「女子刑務官」とする。）が負っている。すでに、この状況は放置することが出来ないものとなっており、女子刑務所は疲弊していると言っても過言ではない。それでも、女子刑務所では、各刑務所の独自の工夫により、女子受刑者の特性に配慮しながら処遇が行われている。このような各刑務所の工夫は、一重に現場の女子刑務官の熱意によるものである。しかし、現場の女子刑務官のみに厳しい環境のしわ寄せをするべきではなく、女子刑務所の環境を整えるための抜本的な対策を講じていくべきである。男子刑務所の過剰収容も解消された今こそ、女子刑務所の過剰収容状況を解消するなど女子刑務所の環境を整え、女子受刑者の特徴に焦点を当てた処遇を実施する時が来ている。

では、そもそもなぜ、日本の女子受刑者処遇が厳しい環境に置かれているかを考えていきたい。

(2) 過剰収容下での処遇

女子受刑者数は増加傾向にあり、また女子刑務所は過剰収容の状況にある。例えば、二〇年前と現在の受刑者数と比較すると、平成四年から二四年までの間、男子受刑者は約一・五倍となっているのに過ぎないのに対し、女子受刑者は約三倍となっており、男子以上の増加傾向にある。⁵⁾このため、女子刑務所は過剰収容に悩まされてきた。もつとも近年、法務省は、過剰収容への対応として女子刑務所の増設を急ピッチで進めている。

女子受刑者の収容施設として指定されている刑務所（刑事施設の中で、医療刑務所及び拘留所を除く）は、

二〇〇四年(平成一六年)まで六施設(札幌刑務支所、栃木刑務所、笠松刑務所、和歌山刑務所、岩国刑務所及び籠刑務所)であった。その後、二〇〇五年(平成一七年)四月に福島刑務支所が開設され、二〇〇七年(平成一九年)四月に美祿社会復帰促進センターに女子受刑者の收容を開始した(同センターはその後收容棟の増設を行っている)。二〇一一年(平成二三年)一二月に加古川刑務所に女子收容棟が増設され、さらに二〇一四年(平成二六年)一月に四国で初めての女子受刑者の收容施設となる西条刑務支所が開設された。女子刑務所の増設により、女子刑務所の收容率は減少傾向にある。しかしながら、依然として、收容率は九八・七%⁽⁷⁾と高い数字になっている。一般に適正な処遇が可能とされる收容率は八〇%とされるが、それには及ばない。過剰收容下での処遇を強いられる点⁽⁶⁾が、女子受刑者処遇を困難なものとしている一つの要因となっている。

(3) 混禁による処遇

女子刑務所が単に過剰收容であるだけでなく、受刑者を「混禁」していることも、女子受刑者処遇を困難なものとしている。日本の刑務所は、受刑者の属性及び犯罪傾向の進度の組み合わせ、別に收容施設に分けているが、これは原則として男子受刑者の処遇に限る。女子受刑者には「女子」という属性が一次的に付され(これを「W指標」という。なお、「男子」という属性はない)、犯罪傾向の進度や刑期の長短は女子刑務所の選定において考慮されない(ただし、美祿社会復帰促進センターを除く)。女子受刑者で、收容施設が限定されるのは「女子・日本人と異なる処遇を必要としない少年」及び「女子・少年院への收容を必要としない少年」のみである。このため、女子刑務所では、男子刑務所とは異なり、刑期や犯罪傾向などにつき様々な特性を持つ受刑者が同じ刑務所に收容される、いわゆる「混禁」状態となっている。このような「混禁」状態にあっても、各刑務所の工夫により、工場

の配置等について、事実上の分類はされている。もつとも、この工夫も、女子受刑者は一律にW指標であることから、W指標に定められた処遇方針のもとに処遇するという制限が科される。W指標の処遇指針には、①自立性を養わせ、生活設計を確立させるための指導をすること、②社会復帰後の自立に有用な知識、技能及び資格を取得させるための指導をすること、③引受人及び帰住先の確保及び維持のための指導及び援助をすること、と定められている⁽⁸⁾。各刑務所は、あくまでもこの制限の範囲内で、様々な特性を持つ女子受刑者を処遇しているのである。

(4) 処遇困難受刑者の存在

女子受刑者には処遇が困難な者(処遇困難受刑者)が相当数存在する。特に、高齢受刑者や精神障害受刑者などの処遇困難受刑者の数は多く、しかも近年その数は増加している。例えば、六五歳以上の高齢者の構成比は、二〇〇二年(平成一四年)以降上昇傾向にあり、これらの者の女子受刑者中に占める割合は二二・八%である。この数字は、男子受刑者の八・五%と比べると高いことが分かる⁽⁹⁾。また、女子受刑者の中で精神障害受刑者の占める比率は一五・四%であり、男子の七・五%と比べるとやはり高い。二〇一三年(平成二五年)九月二〇日現在で、拒食や食べ吐きなどの異常な食行動を繰り返す摂食障害のある女子受刑者は一〇六人(西条刑務支所を除く九施設に収容中の女子受刑者の二・六%を占める)であった。もつとも、これは医療刑務所に収容されている精神障害の程度が重い受刑者を除いた数字であり、例えば、摂食障害を有する受刑者は、八王子、大阪及び北九州の各医療刑務所に収容中の女子受刑者の二二・四%であった⁽¹⁰⁾。

処遇困難受刑者は、通常の受刑者と異なる処遇が必要となるため、刑務官の手間がかかることになる。一人の処遇困難受刑者に対して多くの刑務官が携わることが必要となり、ただでさえ職員が少ない女子刑務所にとって人員

が割かれることとなり大きな負担となるのである。

(5) 離職する女子刑務官

今まで見てきたように、女子刑務所は、過剰収容状況であるにもかかわらず、その中には様々なタイプの女子受刑者を「混禁」している。しかも、その中には、処遇困難受刑者も相当数含まれる。このような職場環境であるため、女子刑務官に離職者が多いことは容易に想像出来る。

刑務官の年齢構成を見ると、男性も合わせた刑務官全体では二〇歳代が約二割、指導的立場である五〇歳代が約三割であるのに対し、女子刑務官では二〇歳代が約五割、五〇歳代はわずかに約一割しかない。相当数の女子刑務官が、二〇歳代から三〇歳代にかけて、離職している。そのため、本来であれば、一定の経験を積んで初めて担当すべき役職を、まだ十分な経験を積んでいない若い女子刑務官が担当せざるを得ない。そのことが、若い女子刑務官に一層の負担をかける結果となり、職場環境をさらに厳しくしている。

(6) 今後の対策

女子受刑者処遇を単に男子受刑者処遇の延長と捉えるのではなく、女子受刑者特有の問題点に着目し、そこに焦点を当てて処遇することは必須であろう。ただ、これらの問題を解決するための大前提として、女子刑務官の職場環境を整えることが重要である。特に、女子刑務官の人員の不足の解消は急務である。高い志で刑務官を志しても、厳しい職場環境を理由に離職せざるを得ない女子刑務官が後を絶たない。これらの若い女子刑務官が離職することを防ぐ試みが重要である（なお、男子刑務所であってももちろん刑務官の人員不足は問題であり、その解決は重要

である。もともと、女子刑務所の場合には、混禁状態で受刑者を収容ししかもその中に処遇困難者が相当数含まれることを考えると、男子刑務所以上に職員負担率を軽減する必要がある。

人員不足解消の一つの対策として、過剰収容の緩和が必須である。収容率は、八割程度が処遇に適切であると言われる。この収容率を目指した過剰収容対策を取ることで、職場環境が改善されるものと思われる。現在、女子を収容する収容区画や刑務所の増設がされているが、さらに、PFIの手法等により女子刑務所を増設することも考えられてよいであろう。⁽¹⁾

また、原則として女子刑務所は女子刑務官が配属されるが、男子刑務官の配属も考えられてよい。例えば、北欧などの刑務所では、男子刑務所は男子刑務官、女子刑務所は女子刑務官という性差による配属はされておらず、女子刑務所にも多くの男子刑務官が配属されている。たしかに、日本の現状を考えると、女子受刑者との接触を直接持つような現場には、直ちには男子刑務官を入れることは出来ないかもしれない。しかし、受刑者と直接の接触を持たない幹部職などにはより多くの男子刑務官の配属なども考えられてよいだろう。

さらに、様々な個性を有する受刑者が混禁された状態で処遇することを考えると、一定の社会人経験を経た方の中には、刑務官として素養のある方も多く存在するものと思われる。そのため、社会人の中途による採用も、積極的に考えられてよい。

(7) 処遇困難受刑者への処遇―北九州医療刑務所の試み⁽²⁾

女子刑務所は様々な問題を抱えているが、その中で、精神障害受刑者、特に摂食障害を持つ女子受刑者に対して北九州医療刑務所は積極的な処遇を行っている。同刑務所では二〇一一年(平成二十三年)六月に女子収容棟を完成

させた。二〇一二年(平成二四年)五月に女子の精神障害受刑者の收容を開始し、特に摂食障害を持つ受刑者への対応を始めている。九州大学附属病院心療内科から瀧井正人氏を招聘し、現在、同氏が所長を務めている。同氏のもと、摂食障害の受刑者への治療が行われている。その成果は、他の女子刑務所にも波及し始め、例えば、二〇一四年(平成二六年)一二月には「摂食障害にかかる治療処遇に関する研究会」を開催し、九〇名近い各刑務所の医療従事者や刑務官が参加している。このようなノウハウを単に北九州医療刑務所だけでなく、他の刑務所にも広める試みは極めて有効であろう。各刑務所には、医療刑務所に移送するほどの症状ではないものの、摂食障害をはじめとする精神障害受刑者が相当数いることは既に述べたとおりである。これらの受刑者に対応するためにも、有効な試みである。もっとも、北九州医療刑務所は、二〇一五年(平成二七年)一月一日現在、居室定員一九名のところに精神障害受刑者三四名を收容しており、その收容率は一七九%になっている(この精神障害受刑者の内、摂食障害者は一九名であり、最も多い病名となっている)。北九州医療刑務所の試みを成功させるためにも、これ以上の負担を同刑務所に負わせないことも重要である。

3 フィンランドの女子受刑者処遇

(1) はじめに——増加する女子受刑者への対応——

フィンランドの女子受刑者数は増加傾向にある。また、受刑者全体に占める女子受刑者の割合(女子比)も増加しつつある。その数字を簡単に見ていくと、女子受刑者数は一九九三年には一一一九人であったが、その後、

年	女子受刑者数	女子比 (刑務所内)	女子受刑者数 (10万人あたり)
2000年	142人	5.3%	2.7人
2005年	238人	6.2%	4.5人
2010年	258人	7.8%	4.8人
2014年	222人	7.4%	4.1人

二〇〇〇年には一四二人、二〇〇五年には二三八人、二〇一〇年には二五八人となっている。二〇一四年には二二二人となり、その数は若干減少したものの、全体として増加傾向にあることは否めない。女子比も、一九九七年は四・五%であったが、その後、二〇〇〇年には五・三%、二〇〇五年には六・二%、二〇一〇年には七・八%となっている。二〇一四年には、若干減少し七・四%となったが、女子比も依然として、増加傾向にあるといえる。さらに、人口一〇万人あたりの女子受刑者数も二〇〇〇年は二・七人であったが、二〇〇五年四・五人、二〇一〇年四・八人となっている。二〇一四年には四・一人と減少したが、少なくとも二〇〇〇年と比べると依然として増加傾向にあると言えるであろう。⁽¹⁴⁾

女子受刑者を収容する刑務所は、フィンランド全国で一〇か所ある。もともと、かつて、これらの刑務所は全て男子の刑務所に併設されて、一区画を女子収容エリアとして用いるか、あるいは女子の収容棟を設けて受刑者を収容していた。そのため、女子のみを収容する女子刑務所がなかった。その一つの理由として、女子受刑者数が少なかったことが挙げられる。そのような中、近年の女子受刑者の増加から、二〇〇八年、バナヤ刑務所 (Vanajan Vankila) ⁽¹⁵⁾ が、フィンランドで唯一の女子受刑者のみを収容する女子刑務所とされた。バナヤ刑務所では、かつては男子受刑者も収容区画を分離して処遇していたが、女子受刑者のみを収容する刑務所となった。後に紹介する家族ユニットを中心として実施しているのも、バナヤ刑務所である。

フィンランドでもかつては、受刑者処遇といえば男子受刑者処遇を示し、女子受刑者処遇はその延長としてのみ考えられていた。しかし、女子受刑者と男子受刑者との間には歴然とした差異があり、それに着目した処遇の重要性が認識され始めてきた。例えば、女子受刑者の約七五%がかつて暴力被害にあった経験があり、被害者としての側面を持つ者が多くいるなど、男子受刑者とは異なった問題を有する。また、女子受刑者の場合、その子ども、特に子どもが男の子の場合は、将来犯罪を行う可能性が高くなるという調査結果も出ている。女子受刑者の場合、次世代へ犯罪が連鎖する危険性が男子受刑者に比べると高い。バナヤ刑務所では、このような様々な特有な問題に対応する処遇が試みられている。これらバナヤ刑務所の試みの中で最も中心的なものが家族ユニットであるが、4で項を改めて述べたい。

(2) 女子受刑者の特徴

女子受刑者の平均年齢は約三七歳であり、初入五二%、二入一七%、三入一〇%、四入以上二二%となっている。また、女子受刑者に子どもがいる割合も多く、約七五%の女子受刑者に子どもがいる。

入所時の罪名を見ると、暴行・傷害の身体犯が突出して多いのが特徴である。例えば、二〇二二年のデータでは、窃盗等の財産犯で入所した者が四〇名、覚せい剤等の薬物は三〇名を少し超える程度であったのに対し、暴行・傷害で入所した者は八〇名を超え全受刑者の四五%であった。また、近親者から暴力被害を受けた女子受刑者が多いのも特徴である。¹⁶⁾

女子受刑者は、健康状態に問題を抱えているものも少なくない。多くの女子受刑者が、薬物・アルコールに依存しており、精神障害に罹患している。また、肝炎、糖尿病などに罹患している受刑者も多い。さらに、(日本では

あまり馴染みがないが)ジプシー出身の女子受刑者も多い。ジプシーは、フィンランド社会の日常生活に関する情報に乏しく、それゆえ犯罪をしてしまう場合が多いと言われる。

女子受刑者の精神的特徴として、一般的に、男子受刑者に比べても自尊心に乏しい点をあげることができる。女子受刑者は、自らが刑務所に収容されていることに羞恥心を強く持つており、自らの存在に価値がないと考える傾向が強い。

(3) 女子受刑者の処遇——作業、教育、家族面会について——

処遇の内容は、作業や教育等を中心に構成されている。その中でも特養的な点は、フィンランドの刑務所では、多様な教育プログラムを有していることである。この点は、バナヤ刑務所でも同様ではあるが、特に、女子に特化したプログラムとして注目するべきは、ノルウェーから生まれたヴィン(VINN)プログラムを導入した点である。

ヴィンプログラムは、教育プログラムに向けて受刑者のモチベーションを上げるためのモチベーションプログラムの一種である。これはノルウェーから始まったプログラムで、北欧諸国では既に取り入れられたところも多い。フィンランドでも、バナヤ刑務所を中心に導入されている。

また、作業や教育以外では特筆すべきは家族面会である。家族面会は、家族等との関係を維持させるきっかけとなり、社会復帰後の環境調整等を考えても、受刑者の改善更生のために重要である。特に女子受刑者の場合、家族面会の重要性は高いと考えられている。バナヤ刑務所では宿泊面会棟が設けられており、ここでは家族等が宿泊することが可能である。家族面会の相手は、父母、(二元)パートナー、子ども等である。もともと、既に述べたように、

フィンランドでは約七五%の女子受刑者が何らかの形で暴力を受けている。仮にその加害者である夫や恋人などの(元)パートナーが面会を求めてきた場合、女子受刑者及び(家族ユニットに入っている受刑者の場合には)その子どもの安全を確保する要請が働く。そこで、これらの者が面会を求めてきた場合には、刑務官が女子受刑者及びその(元)パートナーから、現在の両者の関係や面会をする理由等の事情を聴取する。その際に、例えば女子受刑者が面会の意思がない場合などには、女子受刑者の意思を尊重し面会させない。家族面会を通じて家族との関係を維持し帰住地調整することは重要であるものの、被害者性のある女子受刑者については、再び(元)パートナーからの暴力の被害にあわないよう、面会の意思の有無が慎重に判断されるのである。

4 子どものいる女子受刑者の処遇——家族ユニットを中心にして——

(1) 家族ユニットについて⁽¹⁷⁾

家族ユニットとは、受刑者等に子どもがいる場合には、原則として子どもが二歳になるまで(ただし、子どもの最善の利益になると考えられる場合には、三歳まで延長が可能)、刑務所内の特定の区域において、子どもの利益のために、受刑者と子どもとを一緒に生活させるユニットをいう。

二〇一〇年に開始され、現在、バナヤ刑務所(収容定員一〇名、既決)及びハメリナ刑務所内未決収容区域(収容定員三名、未決)⁽¹⁸⁾で実施している。家族ユニットでは、女子受刑者・男子受刑者であるかを問わず、子どもと一緒に生活出来る。もともと、現実には、家族ユニットの申請は女子受刑者からしかなく、女子受刑者のみ

を収容している(今後、男子受刑者から申請のあった場合には、男子刑務所内に特定の区画を設けることになる。)その意味で、現時点では、受刑者と子どもとの関係は、少なくとも刑務所内では、女子受刑者の問題として考えてよいであろう。

なお、家族ユニットはバナヤ刑務所で中心的に行われていることから、本稿では、バナヤ刑務所における家族ユニットについて述べていきたい。

(2) 家族ユニット設立の背景

フィンランドにおいて、受刑者の子どもへの十分な関心が払われていなかったものの、従来から、受刑者の子どもを刑務所内に居住させることは可能であった。もともと、どのような場合にその子どもを刑務所で生活をさせるのか、という基準は不明確であった。また、子どもが刑務所内に居住出来る制限年齢もなかったため、例えば五歳を超えるような子どもも居住することも可能であった。

そのような中、バナヤ刑務所カイサ・タンミ・モイラネン所長が中心となり、女子受刑者とその子どもへの対応が不十分であるなど、子どもを刑務所内で居住させる場合の問題点を指摘した。この問題をオンブズマンが取り上げ、受刑者の子どもに関する問題に関心が寄せられた。

その後、「刑務所内での母親と子どもとの関係向上」プロジェクトが、母と子の家とシェルター財団¹⁹⁾により立ち上がり、二〇一〇年、児童福祉法が改正されるといふ形で実を結んだ。同法は三八条三項で「二歳未満の子どもは、開放刑事施設において、当該施設の家族区画に収容されている実刑を科され又は勾留中の受刑者とともに、その子どもの支援として居住することができる。三歳未満の子どもは、子どもの最善の利益であることに疑う余地がない

場合には、家族区画において継続して居住することができる。」(三八条三項)と改正された。

この規定により、原則として、二歳未満の子どもは、親が実刑に科されている場合、あるいは勾留中である場合に、開放刑事施設に設置されている家族区画に居住することが出来ることが明確になった。また、例外的ではあるが、「子ども」の最善の利益がある場合には、二歳になるまでは継続して子どもを収容することも可能となった。「開放施設」は二カ所が指定されており、実刑に科されている場合にはバナヤ刑務所に、勾留中である場合にはハメリナ刑務所内未決収容区域に収容される。

家族ユニットは、刑務所内で「受刑者」が「子ども」を育てるユニットである。「受刑者」という面に着目すれば処遇の視点を考える必要があるが、「子ども」という面に着目すれば子ども福祉の視点を考える必要がある。そのため、家族ユニットは、刑務所を管轄する法務省(具体的には、その傘下の矯正保護庁が管轄する。)と、子どもの福祉を管轄する社会健康省(具体的にはその傘下の国立健康福祉研究所が管轄する。)⁽²⁰⁾の両省が提携して設立された。

二〇一一年から、家族ユニット内での実際のプログラムの運用は、国立健康福祉研究所が担当している。同研究所は、民間団体(Kanta-Hämeen perheyö ry)に委託してプログラムを進めている。さらに、バナヤ刑務所から地理的に近いブオレラ国立少年施設(Vuorelan Koulu)の担当者と家族ユニットの担当者が、月一程度定期的に意見交換をしている。国立少年施設は、国立健康福祉研究所管轄の少年を保護する施設であり、非行、虐待、アルコール・薬物中毒等の問題を抱える少年が収容されている。⁽²¹⁾国立少年施設には、少年への対応のみならず、少年とその親との関係作りのノウハウ等が蓄積されている。これらのノウハウは、受刑者とその子どもとの関係作りに応用することが出来る。そのため、バナヤ刑務所とブオレラ国立少年施設との担当者が、意見交換を行うことで

そのノウハウの共有をしているのである。

このように、家族ユニットでは、単に矯正保護庁のみならず、国立健康福祉研究所が大きく関与していることに、高度に社会福祉が発展したフィンランドの真骨頂があるといえる。矯正保護庁と国立健康福祉研究所の各担当者が、それぞれの考えを尊重しあいながら、協力をして家族ユニットを進めていることに、家族ユニットが順調に運用されている一つの理由があると言つてよいだろう。

(3) 家族ユニット対象者の選定

受刑者は開放刑務所に收容されると、家族ユニットに参加するための申請が可能となる。また、仮に当初閉鎖刑務所に收容されていても、閉鎖刑務所から開放刑務所に移送され收容されることで、家族ユニットへの申請は可能となる。

フィンランドの刑務所の分類について若干言及すると、大きく閉鎖刑務所と開放刑務所の二つのタイプとに分類される。フィンランドでは、まず閉鎖刑務所に收容し、その後開放刑務所に移送し、仮釈放を用いて社会にソフトランディングさせる、ということを受刑者処遇のモデルとしている。そのため、收容当初より開放刑務所に收容される受刑者もいるが、たとえ閉鎖刑務所に收容されていたとしても、その後、開放刑務所に移送される受刑者も相当数いる。当初より開放刑務所に收容されている受刑者はもちろん家族ユニットに申請できるが、閉鎖刑務所に收容されていた受刑者も開放刑務所に移送されることで申請が可能となる。

以上の受刑者の選定に対して子どもの選定は、地方自治体の社会福祉局に所属するソーシャルワーカーが担当する。フィンランドにおいて子どもの福祉は、主として地方自治体の社会福祉局が担当しており、受刑者の子どもで

あつても同様である。具体的には、社会福祉局に所属するソーシャルワーカーが、受刑者の子どもに最も適した環境の調整をする。その結果、親戚のもとに預けられる子どもや、里親のもとに預けられる子どもも多い。もつとも、ソーシャルワーカーが、親である受刑者が子どもを育てることにより子どもの利益になると判断した場合には、家族ユニットで生活することになる。子どもは、既に述べたとおり、二歳まで居住できるとするのが原則であるが、子どもの最善の利益になる場合には三歳まで延長させることが出来る。

なお、家族ユニットにかかる経費であるが、フィンランドでは一般に子どもの福祉にかかる費用は、各地方自治体が負担する。家族ユニットにかかる費用も同様であり、各子どもが住む地方自治体が健康福祉省に支払うことになる。地方自治体は、家族ユニットで刑務所に居住する子ども一人当たり、一日約一九〇ユーロを支払う。

(4) 家族ユニットの内容

家族ユニットでは、子どもの利益を優先して考えられている。そのため、居住環境についても、子どもにとっての安全な環境づくりが重視される。家族ユニットが、一般の受刑者の収容区画とは独立した区画で運営されているのも、後に述べるように、子どもが一般の受刑者から悪影響を受けないようにと、子どもの利益を考慮するからである。

家族ユニットに入所した最初の一週間程度は、居住環境に慣れることへの配慮がなされる。その後、一族に二名の担当者がつき、それぞれの家族の予定を決めて家族ユニットでの生活が行われることになる。家族ユニットでは、親と子どもの関係作りを支えるとともに、個々の家族の必要性に応じた対応がなされる。もちろん、受刑者という立場から、刑務所内の規則は適用されるが、母親と子どもがあたかも家庭で過ごしているかのような環境を作

るように配慮がされる。

家族ユニットでは、受刑者に親としての子どもとの関係の作り方を教える。単に刑務所内のみならず、受刑者が社会に復帰した後、受刑者と子どもが二人で生活していくことを目指すのである。家族ユニットに收容されている女子受刑者は、一般の受刑者とは異なり、子どもと過ごす時間を中心にして一日の計画が立てられている。また、毎週月曜日には、非常勤の職員が子どもを預かり、女子受刑者は子どもとの関係作りについてのプログラムを受講している。北欧の女子刑務所では、しばしば、子どもの将来のために親との関係を維持すべきである、と言われる。家族ユニットは、親と子どもとの関係を維持することが出来るのか細心の注意を払い確認し、円滑な社会復帰後の生活が出来ることを目指して実施されているのである。

もつとも、このような親と子どもの良好な関係作りについては、必ずしも長期にわたるノウハウがバナヤ刑務所にあるわけではない。そのため、国と健康福祉研究所のノウハウが役立つとともに、先ほど述べた、ブオレラ国立少年施設と月に一回程度親と子どもとの関係作りについての意見交換を行い、良好な受刑者と子どもとの関係を形成するためのノウハウを共有している。

また、家族ユニットの処遇上の副次的なメリットとして、女子受刑者にとっては子どもがいることで、改善更生の効果が上がると言われる。女子受刑者の中には、子どもと一緒に生活することで、子どものために改善更生しようとする決意を新たにし、刑務所での生活を送るようになるものが少なくない。

なお、家族ユニットの女子受刑者は、母親としての側面から母と子どもとの関係の作り方を家族ユニットで学ぶとともに、一般の受刑者としての側面から改善プログラム等受講の機会もある。もつとも、現実には、両者のバランスを図ることは必ずしも容易ではない。一般に家族ユニットでの生活が重視される傾向にあり、必ずしも十分な

改善プログラムを受けることが出来ないケースもしくは報告される。この背後には、受刑者が改善プログラムを受講する際に、子どもの世話を誰がするか、というマンパワーに関する問題もある。フィンランドにおいても、家族ユニットと改善プログラムとの関係をどのように調整するかという点は、今後検討していく必要がある。

(5) 独立の区画で行われる家族ユニット

家族ユニットは、一般の受刑者がいる建物とは、少し離れた建物を使っている（かつてここは守衛のための建物であった）。家族ユニットは、あえて独立した区画で行われており、そのことに、家族ユニットが良好に運営されている一つの理由がある。独立の区画が使われている理由は、概ね以下の三点に集約できる。

第一には、家族ユニットを独立の区画にすることで、子どもが一般の女子受刑者から悪影響を受けることを防ぐことができる。例えば、一般の受刑者には言葉遣いが悪かったり、あるいは態度が悪かったりする者が少なくない。子どもはこのような受刑者から、悪影響を受けかねない。そのため、家族ユニットを独立の区画として、子どもが一般の女子受刑者と接触する機会を少なくすることで、悪影響を受ける可能性を最小限にするのである。第二に、女子受刑者の中には、児童虐待等を行っているものや、暴力犯を行っている者が存在する。特に、フィンランドの女子受刑者は、前述のように入所罪名が暴力犯であるものが相当数いる。そこで、子どもの生命・身体を守るために、子どもが他の一般の女子受刑者との接点を持たないように配慮しているのである。第三に、子どもが泣き声を発するなどの様々な子どもの言動により、他の受刑者との間にトラブルが発生する可能性もある。このようなトラブルも独立の区画にすることで防ぐことが出来るのである。

(6) 早期仮釈放制度（試験的監督制度）の利用

児童福祉法三八条三項を改正するに際して、議論となったことの一つは、子どもの刑務所での居住期間である。同条項は、三歳まで子どもは居住が許されるとする。しかし、改正前には、規定自体がなかったため、三歳を超えても居住することができた。そのため、法改正により居住期間を三歳までと限定することで、子どもの収容期間を短くしてしまうことになり、かえって子どもの利益にならないのではないかとという意見もあった。

たしかに、児童福祉法は三歳までと年齢の制限を設けたが、実際には混乱は生じていない。というのは、現在、バナヤ刑務所に収容されている受刑者は全て、早期に仮釈放が可能となる制度（以下「試験的監督制度」という）⁽²²⁾を利用して、通常の仮釈放時期よりも早く出所させるからである。

簡単に、試験的監督制度について説明すると、この制度は、過剰収容の緩和と受刑者処遇の個別化の観点から導入された制度であり、仮釈放予定時期までの残刑が一年以内の受刑者について、その時期よりも前に釈放を認めるものである（フィンランド刑法第二章八条）。試験的監督制度が適用されるためには、受刑者が、刑務官、雇用主あるいはソーシャルワーカーなどと協力し、釈放前に、釈放後の生活プログラムを作成することが必要となる。受刑者を中心として関係者が一つのチームを作り、受刑者が社会でどのように生活するかについての計画を作成する。その上で、釈放後、その計画をもとに、刑務官、雇用主あるいはソーシャルワーカーなどが、受刑者の社会での改善更生を助け、円滑な社会復帰を図る。

家族ユニットにいる受刑者は、子どもが三歳を超えるか否かに関わらず、この試験監督制度を利用し、刑務所にいる段階から社会での生活環境の調整を図っている。

(7) 社会との連携―受刑者の社会復帰

釈放後、母子の関係を維持するために重要なのは、各自自治体の社会福祉局に所属するソーシャルワーカーの役割である。これは、刑務所から出所した母親とその子との関係も例外ではない。家族ユニットで学んだ内容を実社会で活躍するために、ソーシャルワーカーを通じての支援が重要な役割を果たすことになる。

なお、試験的監督あるいは仮釈放において保護観察官も一定の役割を果たすが、保護観察官は女子受刑者の犯罪の側面に着目して処遇を行うに過ぎず、母子関係の維持等の問題には通常関わらない。

5 日本が家族ユニットから学ぶこと

(1) 日本の状況について

日本の刑務所において、受刑者が子の養育をする場合（刑事施設内で養育される子を「携帯乳児」という。）の規定及び状況について簡単に紹介したい（なお、法律上は、女子刑務所には限定されていないもの、現実に携帯乳児を扱うのは女子刑務所であることから、女子刑務所に限定して検討する）。

法六六条は「子の養育」について規定し、「刑事施設の長は、女子の被収容者とその子を刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、相当と認めるときは、その子が一歳に達するまで、これを許すことができる。」（一項）とする。さらに、同一項では、「刑事施設の長は、被収容者が、前項の規定により養育され一歳に達した子に

ついで、引き続き刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、その被收容者の心身の状況に照らして、又はその子を養育する上で、特に必要があるときは、引き続き六月間に限り、これを許すことができる。」としてゐる。このように、受刑者の子どもは、原則として一歳まで、例外的に一歳六か月まで女子刑務所において養育されることが可能である。

携帯乳児に関する規定を受けて、各女子刑務所は携帯乳児のための居室・設備等を用意している。もつとも、女子刑務所の過剰收容等の現状から、これらの居室・設備等の多くは通常の受刑者を收容するため等に用いられており、必ずしも十分には活用されていないのが現状である。

(2) 家族ユニットから学ぶこと

日本の携帯乳児の状況は十分なものとは言えない。今後の方向性としては様々なものが考えられるが、その一つのヒントが、フィンランドの家族ユニットにある。

第一は、受刑者と子どもを收容する施設についてである。現在、日本では携帯乳児のための居室・設備等がそもそも携帯乳児のために利用されていないことは既に述べた通りである。また仮に利用したとしても、一般の受刑者を收容する居室と隣接しており、十分な施設であるとはいえない。フィンランドの家族ユニットでは、一般の受刑者と一定の距離を置いた独立の建物を用いており、順調に運営されている理由の一つがこの点にあると言われる。日本でも受刑者とその携帯乳児について、一般の受刑者とは少なくとも居住空間を分けて收容するべきである。別の建物を使うことができれば理想である。仮にそれが難しい場合でも、例えば、建物の一つのフロアの一面を他のエリアと区分するなどして、他の受刑者との接触が出来ないのであれば、十分に代替できるものと考えられる。

第二に、受刑者と子どもを単に同じ居室に入れるのではなく、受刑者に子どもとの関係の築き方を教えることが重要であろう。社会復帰後、受刑者と子どもが円滑な関係を作ることを目的とするべきである。さらに、副次的には、このように働きかけることで、受刑者自らに改善更生への意欲が増すとともに、犯罪の連鎖を防ぐ一つの方法となりうると思われる。日本では、このようなプログラムを特別改善指導の一つとすることが難しいとしても、例えば、各刑務所で一般改善指導の一環として、指導の時間を設けることが考えられてよい。

第三に、このユニットを担当する職員についても考える必要がある。第二にあげたように受刑者とその子どもとの関係の作り方を教えることも担当職員の役割に含まれると考えると、フィンランドのように他の官庁特に厚生労働省などの職員を配置することが出来ることが一つ考え得る。また、フィンランドでも国立少年施設の知恵を借りていることを考えると、例えば少年施設の職員を配置する方法も考えられるのではないだろうか。

日本の女子刑務所で、どこまでフィンランドの家族ユニットのように子どもの利益を考慮することが出来るかは、難しい問題も存在する。しかし、受刑者と子どもとの良好な関係を作ることで、受刑者に円滑な社会復帰を期待することができる。また、改善更生意欲を増すことや、犯罪の連鎖を切る可能性があることなど、副次的な効果も期待できる。このように考えると、日本においても、家族ユニットに類似した制度を作る意義は極めて大きいものと考ええる。

6 おわりに

現在、日本の女子受刑者処遇は、ひとえに、現場の女子刑務官の意欲と工夫で維持されていると言っても過言で

はない。しかし、高い志を持った女子刑務官のみを頼りにして、女子受刑者処遇を行うことには、限界が来ている。そのためには、刑務官の職場環境を整えることが、何よりも重要である。その方策は先に述べた通りである。

仮にこのような条件が整った後は、女子受刑者の特徴に配慮した処遇が必要となる。その内容は様々ではあるが、特に今後は、母親たる受刑者と子どもとの関係の構築を考える、家族ユニットのような制度の導入を考えるべきであろう。

今、日本の女子受刑者処遇は大きな曲がり角に来ている。その中で、フィンランドの家族ユニットを初めとする試みは、日本にとって極めて有益な経験となるであろう。

※本稿執筆にあたって在フィンランド日本国大使館藤原清次領事（本稿執筆時、法務省矯正局より出向中。）に多大なご尽力をいただいた。この場を借りて、深くお礼申し上げます。

- (1) 矢野恵美・齋藤実「英国の女子被收容者マネジメントに学べること―刑務所庁規則四八〇〇「女子被收容者」より―」
刑政一二五巻一二号（二〇一四年）四二―五七頁。
- (2) <http://www.e-stat.go.jp/SGI/estat/List.do?lid=000001120338>より算出。また、入所受刑者の女子比はたしかに数字は高くないものの、毎年上昇しており、平成二五年は九三%であった（法務省法務総合研究所編『平成二六年版 犯罪白書』（二〇一四年）六二頁）。
- (3) この中で、「近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援対策を検討する」とされている。
- (4) 日本の女子刑務所の状況を詳細に記したものとして、木下登志美「女子施設で勤務して」刑政二二六巻一号（二〇一五年）

二六～三三頁。

(5) 男子受刑者数は平成四年三万五七二三三人、平成二四年五万四一一人であったのに対し、女子の場合は一五一四人、四六一〇人である。

(6) 法務省法務総合研究所編『平成二五年版 犯罪白書』(二〇一四年) 一八八頁。

(7) 前掲(2) 犯罪白書六一頁。

(8) 「受刑者の集団編成に関する訓令の運用について(依頼通達)」平成一八年五月二三日矯正第三三二五号別表4。

(9) 前掲(3) 一八九頁。

(10) 以上の平成二五年九月二〇日現在のデータについて、前掲(3) 一九四頁。

(11) 矢野恵美・齋藤実「美称社会復帰促進センターにおける受刑者処遇から見えてくるもの」刑政二二二巻三号(二〇一一年) 二二～三四頁。

(12) 記述した内容は平成二七年一月二三日に北九州医療刑務所で行わせていただいたインタビュー調査によるものである。なお同刑務所で行っている受刑者に対する治療内容としては、瀧井正人『摂食障害という生き方―その病態と治療』(中外医学社、二〇一四年) 参照。

(13) 現在のフィンランドの人口は約五四〇万人であり、数字が出た場合には考慮に入れていただきたい。

(14) <http://www.prisonstudies.org/country/finland>

(15) バナヤ刑務所の施設は、かつて国立少年施設(Koulukoti)として利用されていた。

(16) 女子受刑者には限らないが、性犯罪の被害が親密な関係にあるもの、あるいは知り合いから発生した割合が、フィンランドでは特に高い。具体的には、一九九八年から一九九九年にかけての警察に強姦罪として認知された件数一〇一八件のうち、被害者と加害者が親密な関係一三四件(二二・二%)、知り合い四八七件(四七・八%)、見知らない者二七〇件(二六・五%)、その他二七件(二・七%)であった。このように、被害者と加害者とが見知らない場合は、全体の約四分の一に過ぎず、それ以外のほとんどのケースでは、両者は少なくとも何らかの形で顔見知りである(Helmi Kainulainen (2004) Raiskatut? Oikeuspoliittinen tutkimuslatios 212)。

(17) 受刑者と子どもとの関係については、日本犯罪社会学会編「日本犯罪社会学会 第四一回大会要旨報告集 二〇一四」

- (二〇一五年) 七四〇八七頁参照。ここで「セッションD 犯罪者を親にもつ子どもへの法的支援の必要性―親が受刑中の場合」(コーディネーター 矢野恵美) について紹介されている。フィンランドの家族ユニットについては、拙稿同八二〇八四頁に簡潔にまとめさせていただいた。
- (18) ハメリナ刑務所は、一九七二年に女子刑務所として開所された。その後、男子受刑者も収容するようになり、現在に至る。二〇一二年の時点で、収容定員数は一七三名で、そのうち女子の収容定員数は九四名である。
- (19) <http://www.ensjaturvakotienlito.fi/>
- (20) フィンランドでは、子ども福祉に関連する政策は、社会健康省が管轄する。例えば、たとえ非行をした少年であっても、刑務所に収容される極少数の少年を除けば、社会健康省の管轄となる。
- (21) 齋藤実「少年刑事手続に関する二〇一四年少年法改正とフィンランドにおける少年法制の現在(いま)」獨協法学九四号(二〇一四年) 五七〇八一頁。
- (22) 齋藤実「フィンランドにおける受刑者処遇の現在(いま)―ノルウェーの受刑者処遇と比較しつつ―」犯罪と非行一七二号(二〇一二年) 一四二頁。